

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省31-1-2)

施策名	1-2 新陳代謝	担当部局名	経済産業政策局	政策評価実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	産業・事業の新陳代謝を促進するための施策			政策体系上の位置付け	1 経済成長
達成すべき目標	ベンチャー創出をはじめ、産業・事業の新陳代謝を活性化させる			目標設定の考え方・根拠	第3回日本経済再生本部における安倍総理大臣の指示から下記のような指示があった。(産業の新陳代謝の円滑化)(平成25年1月25日) 経済産業大臣は、産業再編や、起業や新事業促進が活性化されるよう、産業の新陳代謝の円滑化に関する方策を検討すること。
施策の予算額(執行額) (百万円)	29年度	30年度	令和元年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)など
	636 (601)	3,964 (3,400)	571		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
1 ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比(%)	0.026%	平成24~26年度の平均	0.052%	令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	産業・事業の新陳代謝を活性化させるためには、新たな産業や雇用を生み出すベンチャー企業の存在が必要不可欠であり、その主たる資金調達手段であるVCからのリスクマネー供給の増加が必要。日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においても、「ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを目指す」とされていることを踏まえ設定。
2 起業活動指数(%)	3.8%	平成26年度	7.6%	令和6年度	-	-	-	-	-	-	-	-	産業・事業の新陳代謝を活性化させるためには、新たな事業を興す起業を身近な存在と認識し、起業に対する意識の改革が必要。日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、産業の新陳代謝の促進に係るKPIとして「今後10年間を見据えた補助指標として、「起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる。」とされていることを踏まえ設定。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
1 ベンチャー企業への投資(ベンチャーキャピタル等による投融資額)	-	-	-	-	1,529億円	1,976億円	-	-	-	-	-	本施策の目的である、「産業・事業の新陳代謝の活性化」の達成度合いを測る指標として、適切なものであると考えられるため。
2 ベンチャー企業への投資(ベンチャーキャピタル等による投融資先社数)	-	-	-	-	1,387件	1,579件	-	-	-	-	-	同上
3 産業競争力強化法における特定新事業開拓投資事業計画の認定件数	-	-	-	-	6件	1件	-	-	-	-	-	同上
4 産業競争力強化法における事業再編計画及び特定事業再編計画の認定件数	-	-	-	-	9件	14件	-	-	-	-	-	同上
5 グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業におけるプログラム参加者の2年後事業化実現比率	-	-	60%	29年度	-	32%	/	/	/	/	/	産業・事業の新陳代謝を活性化させるためには、新事業の創出・発展を促進することが重要。関連予算事業の行政事業レビューシート(事業番号:0004)において、成果目標とされていることを踏まえ設定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	29年度	30年度	令和元年度					
1 株式会社産業革新機構 への出資、政府保証枠 の設定	-	-	-	平成21年度	1	オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動等に対し、資金供給等を行う。加えて、ベンチャー企業への支援を一層強化するために、手続の簡素化を行う。	-	-
2 事業再編税制(特定事業 再編投資損失準備金)	-	-	-	平成25年度	1	産業競争力強化法に規定する特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、統合会社への出融資額の7割を上限に損失準備金として積み立て、損金算入することを認めることにより、事業再編を促進する税制措置	-	-
3 企業のベンチャー投資促 進税制	-	-	-	平成25年度	1	主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき投資計画について経済産業大臣の認定を受けたものを通じ、ベンチャー企業に出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度を創設。	-	-
4 特定事業等促進円滑化 業務事業費	102 (80)	103 (75)	101	平成23年度	-	低炭素分野における新事業創出や事業再編に積極的に取り組もうとする者への低利・長期のリスクマネーを供給することにより、産業の新陳代謝を促す。	-	0001
5 グローバル・スタートアッ プ・エコシステム強化事 業	345 (341)	310 (295)	369	平成27年度	1	本事業によりグローバルな視点から新事業・イノベーションを生み出すスタートアップが増加・成長し、また、スタートアップ、ベンチャーキャピタル、大企業等の連携・ネットワークが強化される。これにより、スタートアップ・新事業の成功例が生まれ、その成功例がモデルとして共有されることで、起業を目指す人が増加し、グローバルにインパクトを生み出す起業家やスタートアップ、イノベーション企業が自律的・連続的に生み出される仕組みが強化される。これが好循環を生み、VC投資や起業活動指数の増加につながる。	-	0002
6 女性活躍推進のための 基盤整備事業	191 (180)	208 (197)	152	平成28年度	-	女性の起業のための支援、女性の登用支援を実施し、女性が能力を発揮できる社会を実現することにより、ベンチャー創出をはじめ、産業・事業の新陳代謝を活性化させる。	-	0003